

第1回奈良県総合教育会議

平成27年5月25日(月)

奈良県・奈良県教育委員会

目 次

1 奈良県総合教育会議開催の経緯	P 1
2 奈良県総合教育会議の目的	P 1
3 奈良県総合教育会議の構成員	P 2
4 奈良県総合教育会議が意見を聞く関係者又は学識経験者(案)	P 2
5 奈良県教育振興大綱策定の課題の設定について		
(1)奈良県教育の目的、理念、理論について	P 3
(2)奈良県教育の構造・制度の課題をどうとらえるのか。	P 3
(3)奈良県教育の環境整備をどのように行うのか。	P 4
(4)教育と社会との関係をどのようにとらえるのか。	P 4
(5)教育現場の課題は何か。それとどう向き合うのか。	P 5
(6)課題の検討についての進め方	P 5
6 奈良県総合教育会議の進め方(案)	P 6
7 大綱策定に向けた今後の検討スケジュール(案)	P 7

参考資料・別冊

奈良県総合教育会議

1 奈良県総合教育会議開催の経緯

平成27年4月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、

(1) 知事又は市町村長は、地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の「大綱」を総合教育会議において協議し、策定することとされた。

併せて教育の条件整備等の重点的に講ずべき施策や児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置等についても協議、調整を行う。

(2) 総合教育会議は、知事又は市町村長が招集、主宰し、その構成は

知事又は市町村長 と 教育委員会 とされている。

(3) 総合教育会議は、必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から意見を聞くことができるとされている。

2 奈良県総合教育会議の目的

奈良県の実情に応じた奈良県の教育、文化、学術の振興に関するそれぞれの総合的な施策の大綱を策定する。

- ・奈良県教育振興大綱
- ・奈良県文化振興大綱
- ・奈良県学術振興大綱

3 奈良県総合教育会議の構成員

奈良県知事

荒井 正吾

奈良県教育委員会 教育長

吉田 育弘

教育委員 花山院 弘匡、佐藤 進、森本 哲次、藤井 宣夫、高本 恭子

4 奈良県総合教育会議が意見を聞く関係者又は学識経験者（案）

・奈良県総合教育会議顧問 松本 紘（京都大学前総長）

・学識経験者 高見 茂（京都大学大学院教授）

※検討項目により、外部から有識者等を招聘し、総合教育会議において講演や助言を求める。

5 奈良県教育振興大綱策定の課題の設定について

(1) 奈良県教育の目的、理念、理論について

- ①奈良県教育の目的は何か。
どのような人を育てることを目的とするのか。
- ②奈良県ではどのような教師を育てるべきと考えるのか。
理想の教師を育てる条件は何か。
- ③奈良県教育の方法は。
理想の人を育てる方法はどのようなものか。奈良県教育理論をつくるにはどうすればよいのか。
- ④奈良県教育成果のとらえ方
教育成果はどのようにして測ることができるのか。
測ることのできる成果をどのようにとらえ、どのように活用するのか。

(2) 奈良県教育の構造・制度の課題をどうとらえるのか。

- ①大学の役割について
総合大学の必要性、私立大学の役割、県立医大の役割、県立大学のあり方、奈良教育大学の役割、奈良女子大の役割は。
- ②実学教育、就労教育のあり方
大学校の役割、専修学校の役割、その他の教育組織の意味
- ③私学教育のとらえ方
- ④就学前教育のあり方
幼稚園、保育所のあり方。就学前教育のあり方。
- ⑤塾など、私的教育機関の役割をどう考えるのか。

(3) 奈良県教育の環境整備をどのように行うのか。

- ①奈良県の大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、保育所の今後の需要をどうとらえ、それに対応する教育サービスの提供をどのようにしていくのか。
- ②それぞれの教育組織の教員の需要をどうとらえ、供給側をどのようにするのか。
- ③よい教育はどのようにすればよいのか。
- ④教育現場の環境整備をどのように行っていくのか。
- ⑤給食体制をどのように進めるのか。
- ⑥運動、部活の意味をどのようにとらえ、その環境整備はどのようにするのか。

(4) 教育と社会との関係をどのようにとらえるのか。

- ①教育に対する社会の要請は変化してきている。それをどのようにとらえればよいのか。
- ②教育と社会との接続(就労のあっせん、教育の出口管理など)をどのようにすればよいのか。
- ③貧困家庭の子どもの教育のあり方は。
- ④障害者の教育はどうすればよいのか。
- ⑤保護観察者の就労、社会復帰はどのようにすればよいのか。
- ⑥人権教育の進め方は。
- ⑦保護者と学校との望ましい関係は。

(5) 教育現場の課題は何か。それとどう向き合うのか。

- ①いじめ、校内暴力、ニート、引きこもり
- ②地域の教育力の差
- ③低い規範意識、学習意欲、体力
- ④就学前教育
- ⑤スポーツ教育
- ⑥シニアの教育
- ⑦就労した後の教育をどのように提案するのか。
- ⑧県外就労者に奈良の実情を知ってもらうには。

(6) 課題の検討についての進め方

- ①課題の抽出、実情把握、整理を県内関係者へのヒアリングを通じて行う。
- ②ヒアリングのための事務局体制を整備し、次回の会合時に、その内容を報告する。
- ③課題に対する対処方法、理念の構築については、有識者をご紹介いただき、事務局において、ヒアリングの実施、講演依頼などを行う。
- ④統計的整理のできるものについては、事務局で処理し、報告する。
- ⑤奈良県総合教育会議の内容は、奈良県教育サミット(仮称)に随時報告し、意見を聴取する。

6 奈良県総合教育会議の進め方（案）

- (1) 県下の公教育関係者との議論・協議のため、「奈良県教育サミット」（仮称）を設置する。その構成員は、県知事、県教育長、市町村長、市町村教育長とする。同サミットにおいて、「奈良県教育振興大綱」、「奈良県文化振興大綱」の策定について、議論、協議を行う。
- (2) 「奈良県文化振興大綱」の策定のため、関係者との議論、協議の場の設置を別途検討する。
- (3) 「奈良県学術振興大綱」の策定のため、関係者との議論、協議の場の設置を別途検討する。
- (4) 「奈良県医学教育振興」について、議論、協議するための「奈良県立医科大学将来像検討委員会」を奈良県総合教育会議の関連会議として位置付ける。
- (5) 奈良県大学教育振興のあり方の検討のため、大学関係者との議論、協議の場の設定を検討する。
- (6) 奈良県就学前教育のあり方の検討のため、幼稚園・保育所教育関係者、学識経験者との議論、協議の場の設定を検討する。
- (7) 奈良県実学教育のあり方の検討のため、実学教育関係者、学識経験者との議論、協議の場の設定を検討する。
- (8) 奈良県障害者教育のあり方の検討のため、障害者教育関係者、学識経験者との議論、協議の場の設定を検討する。
- (9) シニア教育、生涯教育のあり方の検討のため、関係者、学識経験者との議論、協議の場の設定を検討する。
- (10) スポーツ教育のあり方の検討のため、関係者、学識経験者との議論、協議の場の設定を検討する。
- (11) ・「奈良県教育振興大綱」の策定は、概ね平成27年度中を目処に策定する。
・「奈良県文化振興大綱」の策定は、概ね平成28年度中を目処に策定する。
・「奈良県学術振興大綱」の策定は、概ね平成29年度中を目処に策定する。
- (12) 奈良県教育振興大綱の策定の事務局は、県教育振興課、県教育委員会事務局企画管理室とする。

7 大綱策定に向けた今後の検討スケジュール（案）

平成27年度												平成28年度～
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	総合教育会議 5/25		奈良県教育サミット 総合教育会議 7/10 (予定)		総合教育会議	奈良県教育サミット 総合教育会議 10/15 (予定)	総合教育会議	総合教育会議	奈良県教育サミット 総合教育会議	総合教育会議	総合教育会議	教育振興大綱
<p>教育大綱の策定に向けて、総合教育会議と教育サミットを10回程度開催し、議論を深めて奈良県教育振興大綱を策定する。</p>												<p>別途、学術・文化振興大綱を策定予定</p>